

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	松本市 国民健康保険資格・給付に関する事務 重点項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松本市長

公表日

令和7年12月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民健康保険・国保給付システム								
②システムの機能	<p>1. 資格管理 国民健康保険資格の取得や喪失、その他世帯主変更など増減に伴い資格異動を行う。 世帯の所得による給付割合の判定を行う。</p> <p>2. 被保険者証 被保険者証・資格証明書の交付・発行管理を行う。</p> <p>3. 前期高齢者 前期高齢者の管理、高齢受給者証・限度額適用・標準負担額認定証の発行管理を行う。</p> <p>4. 標準負担 限度額適用・標準負担額認定証の発行管理を行う。</p> <p>5. 特定疾病 特定療養受療証の発行管理を行う。</p> <p>6. 長野県国民健康保険団体連合会へ送付する被保険者情報ファイルを作成し管理する。</p> <p>1. 給付システム 長野県国民健康保険団体連合会のレセプトデータを自庁システムに取り込み、資格確認等を行う。</p> <p>2. 各種支給管理</p> <p>①レセプト処理機能：連合会レセプト情報及び柔整分審査結果情報を管理する機能</p> <p>②療養費処理機能：療養費申請書類出力、申請受付、支給処理を行う機能</p> <p>③高額療養費処理機能：高額療養費の計算、申請書の出力、支給処理を行う機能</p> <p>④出産育児葬祭費処理機能：出産育児一時金、出産育児受取代理、出産育児直接支払、葬祭費の通知、申請受付、支給処理を行う機能</p> <p>⑤特定疾患処理機能：特定疾患対象者を管理する機能</p> <p>⑥一部負担金減免処理機能：一部負担金減免の管理(申請受付、通知書・証明書出力)機能</p> <p>⑦不当利得処理機能：不当給付の管理(通知、納付書、督促状、催告書出力)機能</p> <p>⑧第三者行為処理機能：第三者行為に該当する給付の申請受付、支給を行う機能</p> <p>⑨差額処理機能：差額支給申請書の出力、窓口での申請受付、支給処理を行う機能</p> <p>⑩貸付処理機能：高額療養費、出産育児一時金の貸付申請受付、支給処理を行う機能</p> <p>⑪高額介護合算療養費処理機能：高額介護合算療養費の申請受付、自己負担証明書出力、支給処理を行う機能</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 (長野県国民健康保険団体連合会 国保総合(集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー)</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 (長野県国民健康保険団体連合会 国保総合(集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー)	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 (長野県国民健康保険団体連合会 国保総合(集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー)									

システム2～5

システム6～10

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名

- (1) 宛名特定個人情報ファイル
- (2) 国保給付特定個人情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表 第44項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	---

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> <p style="text-align: center;">[実施する]</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 [情報提供の根拠] 番号法第19条第8号に基づく主務省令(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令)第2条の表 項番2, 3, 6, 13, 27, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 115, 125, 131, 141, 158, 161, 164, 165, 166, 173 [情報照会の根拠] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番69, 70, 71 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の2第1項及び第2項 ・公金受取口座登録法 第2条第2項 ・公金受取口座登録法 第10条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松本市 健康福祉部 保険課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 国保給付特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に登録されており、個人番号を有する者及び住民基本台帳に登録されていない住登外者のうち、個人番号を有する者
その必要性	住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その他識別情報(内部番号) 個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有します。(以降、宛名番号と表記) 2. 基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 被保険者証の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有します。 3. その他住民票関係情報 世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を保有します。 4. 地方税関係情報 被保険者の自己負担割合等を判定するための所得情報を保有します。 支給等を判定するための所得情報を保有します。 納付の元となる調定情報を保有します。 5. 医療保険関係情報 本事務を運用するための国民健康保険情報を保有します。 保険料を賦課するために必要とする国民健康保険資格情報等を保有します。 給付事務を運用するために必要とする国民健康保険資格情報等を保有します。 6. 介護・高齢者福祉関係情報 高額介護合算の支給事務のため介護保険情報等を保有します。 7. 生活保護・社会福祉関係情報 支給等を判定するための生活保護情報等を保有します。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、生活福祉課、高齢福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村、後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (長野県国民健康保険団体連合会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	被保険者の資格管理、給付に関する認定、支給決定	
④使用の主体	使用部署	保険課、市民課、西部福祉課、各支所・出張所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	入手した特定個人情報は、以下の国民健康保険事務の基礎情報として取得、確認、使用します。 (1) 国民健康保険の被保険者資格に関する事務 (2) 国民健康保険の給付に関する事務	
	情報の突合	対象者からの申請、届出等に係る審査の際に、各種申請書等の記載内容を必要な限度において住民基本台帳情報、所得情報等と突合することで、適正な資格管理、保険給付を行います。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <選択肢> () 5) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	国民健康保険システムの資格・給付業務システムの運用保守	
①委託内容	国民健康保険システムの資格・給付業務に関するシステムの運用保守業務委託を行う。	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- 1 国保資格、台帳情報ファイル
1:記号番号、2:世帯コード、3:記号番号取得日、4:記号番号喪失日、5:世帯区分、6:退職有無、7:滞納証適用状態、8:滞納証変更理由、9:滞納証適用開始日、10:編集集記号番号、11:国保世帯メモ1、12:国保世帯メモ2、13:国保発行停止区分、14:国保発行停止日、15:宛名コード、16:個人番号(※)、17:構成員番号、18:国保資格有無、19:退職資格有無、20:保険証区分、21:資格区分、22:取得情報、23:取得日、24:取得事由、25:取得届出日、26:喪失情報、27:喪失日、28:喪失事由、29:喪失届出日、30:退職区分、31:退職該当情報、32:退職該当日、33:退職該当事由、34:退職該当届出日、35:退職非該当情報、36:退職非該当日、37:退職非該当事由、38:退職非該当届出日、39:遠隔証区分、40:遠隔証該当情報、41:遠隔証該当日、42:遠隔証該当事由、43:遠隔証該当届出日、44:遠隔証非該当情報、45:遠隔証非該当日、46:遠隔証非該当事由、47:遠隔証非該当届出日、48:遠隔証有効期限、49:公費区分、50:公費負担該当情報、51:公費負担該当日、52:公費負担該当事由、53:公費負担該当届出日、54:公費負担非該当情報、55:公費負担非該当日、56:公費負担非該当事由、57:公費負担非該当届出日、58:公費負担有効期限、59:公費負担世帯主宛名コード、60:公費負担賦課軽減変更開始情報、61:公費負担賦課軽減変更開始日、62:公費負担賦課軽減変更開始届出日、63:公費負担賦課軽減変更終了情報、64:公費負担賦課軽減変更終了日、65:公費負担賦課軽減変更終了届出日、66:滞納証除外区分、67:滞納証除外該当情報、68:滞納証除外該当日、69:滞納証除外該当事由、70:滞納証除外該当届出日、71:滞納証除外非該当情報、72:滞納証除外非該当日、73:滞納証除外非該当事由、74:滞納証除外非該当届出日、75:2号除外区分、76:2号除外該当情報、77:2号除外該当日、78:2号除外該当事由、79:2号除外該当届出日、80:2号除外非該当情報、81:2号除外非該当日、82:2号除外非該当事由、83:2号除外非該当届出日、84:被保連番、85:被保メモ1、86:被保メモ2、87:特定該当日、88:特定非該当日、89:社保区分、90:社保記号番号、91:社保保険者番号、92:社保本人扶養区分、93:社保本人氏名漢字、94:社保事業所等名称、95:登録日、96:有効期限、97:重要度コード、98:メモ区分コード、99:異動担当者、100:所得対象年度、
101:高齢者負担区分、102:高齢者負担区分発効日、103:高齢者負担区分判定事由、104:高齢者負担区分判定日、105:高齢者負担区分申請有無、106:交付保険証情報、107:交付保険証区分、108:交付遠隔証区分、109:交付保険証交付区分、110:交付保険証交付日、111:交付保険証有効期限、112:交付保険証失効日、113:交付保険証回収日、114:高齢証情報、115:高齢証区分、116:高齢証交付区分、117:高齢証交付日、118:高齢証発効事由、119:高齢証発効日、120:高齢証有効期限、121:高齢証失効日、122:高齢証回収日、123:高齢証発効日前負担割合、124:減額証情報、125:減額証区分、126:減額証交付区分、127:減額証交付日、128:減額証発効事由、129:減額証発効日、130:減額証有効期限、131:減額証失効日、132:減額証回収日、133:減額証長期入院該当日、134:タイムスタンプ日付、135:タイムスタンプ時刻、136:証種別、137:証区分、138:発行連番、139:無効フラグ、140:交付区分、141:交付日、142:発効事由、143:発効日、144:失効事由、145:失効日、146:回収区分、147:回収日、148:行政区コード、149:交付場所、150:長期入院該当日、151:発効日前負担割合、152:同日連番、153:被保最新フラグ、154:状態フラグ、155:国保被保メモータイムスタンプ日付、156:国保被保メモータイムスタンプ時刻、157:国保被保メモー被保メモ1、158:国保被保メモー被保メモ2、159:国保被保メモー社保区分、160:国保被保メモー社保記号番号、161:国保被保メモー社保保険者番号、162:国保被保メモー社保本扶養区分、163:国保被保メモー社保本人氏名漢字、164:国保被保メモー社保事業所等名称、165:国保被保メモー特定該当日、166:国保被保メモー特定非該当日、167:国保被保メモー登録日、168:国保被保メモー有効期限、169:国保被保メモー重要度コード、170:国保被保メモーメモ区分コード、171:国保被保メモー異動担当者、172:国保被保メモー予備項目、173:国保被保メモー利用者予備項目、174:連番、175:該当情報、176:該当日、177:該当事由、178:該当届出日、179:非該当情報、180:非該当日、181:非該当事由、182:非該当届出日、183:退職扶養者、184:年金制度、185:年金種別、186:在留資格、187:在留期限、188:被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)、189:券面記載の被保険者証記号、190:券面記載の被保険者証番号、191:券面記載の氏名(漢字)、192:券面記載の氏名(漢字)の読み仮名、193:券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)、194:券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名、195:券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名、196:被保険者証裏面への性別記載の有無、197:DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無、198:自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日
2. 給付情報ファイル
1:投入異動データ単位、2:保険者番号、3:投入番号、4:データ区分、5:レコード区分、6:被保険者証記号、7:被保険者証番号、8:世帯番号、9:表示用保険者番号、10:表示用被保険者証番号、11:市町村合併・旧番号情報_新保険者変更日、12:市町村合併・旧番号情報_新保険者番号、13:市町村合併・旧番号情報_新被保険者証番号、14:市町村合併・旧番号情報_新被保険者証番号、15:市町村合併・旧番号情報_新世帯番号、16:市町村合併・旧番号情報_旧保険者変更日、17:市町村合併・旧番号情報_旧被保険者番号、18:市町村合併・旧番号情報_旧被保険者証記号、19:市町村合併・旧番号情報_旧被保険者証番号、20:市町村合併・旧番号情報_旧世帯番号、21:市町村合併・旧番号情報_旧番号有効日、22:市町村合併・旧番号情報_表示用旧被保険者証番号、23:直近情報_国保取得届出日、24:直近情報_国保取得年月日、25:直近情報_国保取得事由、26:直近情報_各県国保取得事由、27:直近情報_国保喪失届出日、28:直近情報_国保喪失年月日、29:直近情報_国保喪失事由、30:直近情報_各県国保喪失事由、31:直近情報_変更届出日、32:直近情報_変更年月日、33:直近情報_変更事由、34:直近情報_各県変更事由、35:基本情報_氏名(カナ)、36:基本情報_氏名(漢字)、37:基本情報_郵便番号(管理用)、38:基本情報_実施機関番号(管理用)、39:基本情報_住所コード(管理用)、40:基本情報_住所(管理用)、41:基本情報_番地(管理用)、42:基本情報_方書(管理用)、43:基本情報_電話番号(管理用)、44:基本情報_郵便番号(送信用)、45:基本情報_実施機関番号(送信用)、46:基本情報_住所コード(送信用)、47:基本情報_住所(送信用)、48:基本情報_番地(送信用)、49:基本情報_方書(送信用)、50:基本情報_電話番号(送信用)、51:区分等_世帯区分、52:区分等_世帯主区分、53:区分等_被保険者数、54:区分等_退職者本人数、55:区分等_退職者被扶養者数、56:区分等_退職者有無、57:区分等_所得区分(当年)、58:区分等_所得区分(前年)、59:区分等_所得区分(前々年)、60:区分等_高齢所得区分(当年)、61:区分等_高齢所得区分(前年)、62:区分等_高齢所得区分(前々年)、63:区分等_施設入所区分、64:区分等_居住地保険者番号、65:区分等_保険証回収日、66:区分等_適用除外承認日、67:区分等_滞納区分(前々年)、68:区分等_旧世帯個人番号(員番)、69:統計_世帯コード、70:統計_住所コード、71:統計_地区統計用コード、72:統計_行政区コード、73:更新処理_当月異動区分、74:世帯異動履歴_被保険者証記号、75:世帯異動履歴_被保険者証番号、76:世帯異動履歴_世帯番号、77:世帯異動履歴_得喪情報_国保取得届出日、78:世帯異動履歴_得喪情報_国保取得年月日、79:世帯異動履歴_得喪情報_国保取得事由、80:世帯異動履歴_得喪情報_各県国保取得事由、81:世帯異動履歴_得喪情報_国保喪失届出日、82:世帯異動履歴_得喪情報_国保喪失年月日、83:世帯異動履歴_得喪情報_国保喪失事由、84:世帯異動履歴_得喪情報_各県国保喪失事由、85:世帯異動履歴_得喪情報_変更届出日、86:世帯異動履歴_得喪情報_変更年月日、87:世帯異動履歴_得喪情報_変更事由、88:世帯異動履歴_得喪情報_各県変更事由、89:世帯異動履歴_基本情報_氏名(カナ)、90:世帯異動履歴_基本情報_氏名(漢字)、91:世帯異動履歴_基本情報_郵便番号(管理用)、92:世帯異動履歴_基本情報_実施機関番号(管理用)、93:世帯異動履歴_基本情報_住所コード(管理用)、94:世帯異動履歴_基本情報_住所(管理用)、95:世帯異動履歴_基本情報_番地(管理用)、96:世帯異動履歴_基本情報_方書(管理用)、97:世帯異動履歴_基本情報_電話番号(管理用)、98:世帯異動履歴_基本情報_郵便番号(送信用)、99:世帯異動履歴_基本情報_実施機関番号(送信用)、100:世帯異動履歴_基本情報_住所コード(送信用)、
101:世帯異動履歴_基本情報_住所(送信用)、102:世帯異動履歴_基本情報_番地(送信用)、103:世帯異動履歴_基本情報_方書(送信用)、104:世帯異動履歴_基本情報_電話番号(送信用)、105:世帯異動履歴_区分等_世帯主区分、106:世帯異動履歴_旧世帯主個人番号(員番)、107:世帯異動履歴_異動届出日、108:世帯異動履歴_異動年月日、109:世帯異動履歴終了識別子、110:投入異動データ単位、111:保険者番号、112:投入番号、113:データ区分、114:レコード区分、115:被保険者証記号、116:被保険者証番号、117:世帯番号、118:個人番号(員番)、119:表示用保険者番号、120:表示用被保険者証番号、121:市町村合併・旧番号情報_新保険者変更日、122:市町村合併・旧番号情報_新保険者番号、123:市町村合併・旧番号情報_新被保険者証番号、124:市町村合併・旧番号情報_新被保険者証番号、125:市町村合併・旧番号情報_新世帯番号、126:市町村合併・旧番号情報_旧保険者変更日、127:市町村合併・旧番号情報_旧被保険者番号、128:市町村合併・旧番号情報_旧被保険者証記号、129:市町村合併・旧番号情報_旧被保険者証番号、130:市町村合併・旧番号情報_旧世帯番号、131:市町村合併・旧番号情報_旧番号有効日、132:市町村合併・旧番号情報_表示用旧被保険者証番号、133:直近情報_国保取得届出日、134:直近情報_国保取得年月日、135:直近情報_国保取得事由、136:直近情報_各県国保取得事由、137:直近情報_国保喪失届出日、138:直近情報_国保喪失年月日、139:直近情報_国保喪失事由、140:直近情報_各県国保喪失事由、141:直近情報_変更届出日、142:直近情報_変更年月日、143:直近情報_変更事由、144:直近情報_各県変更事由、145:基本情報_氏名(カナ)、146:基本情報_氏名(漢字)、147:基本情報_郵便番号(管理用)、148:基本情報_実施機関番号(管理用)、149:基本情報_住所コード(管理用)、150:基本情報_住所(管理用)、151:基本情報_番地(管理用)、152:基本情報_方書(管理用)、153:基本情報_電話番号(管理用)、154:基本情報_郵便番号(送信用)、155:基本情報_実施機関番号(送信用)、156:基本情報_住所コード(送信用)、157:基本情報_住所(送信用)、158:基本情報_番地(送信用)、159:基本情報_方書(送信用)、160:基本情報_電話番号(送信用)、161:区分等_世帯区分、162:区分等_世帯主区分、163:区分等_被保険者数、164:区分等_退職者本人数、165:区分等_退職者被扶養者数、166:区分等_退職者有無、167:区分等_所得区分(当年)、168:区分等_所得区分(前年)、169:区分等_所得区分(前々年)、170:区分等_高齢所得区分(当年)、171:区分等_高齢所得区分(前年)、172:区分等_高齢所得区分(前々年)、173:区分等_施設入所区分、174:区分等_居住地保険者番号、175:区分等_保険証回収日、176:区分等_適用除外承認日、177:区分等_滞納区分(前々年)、178:区分等_旧世帯個人番号(員番)、179:統計_世帯コード、180:統計_住所コード、181:統計_地区統計用コード、182:統計_行政区コード、183:更新処理_当月異動区分、184:世帯異動履歴_被保険者証記号、185:世帯異動履歴_被保険者証番号、186:世帯異動履歴_世帯番号、187:世帯異動履歴_得喪情報_国保取得届出日、188:世帯異動履歴_得喪情報_国保取得年月日、189:世帯異動履歴_得喪情報_国保取得事由、190:世帯異動履歴_得喪情報_各県国保取得事由、191:世帯異動履歴_得喪情報_国保喪失届出日、192:世帯異動履歴_得喪情報_国保喪失年月日、193:世帯異動履歴_得喪情報_国保喪失事由、194:世帯異動履歴_得喪情報_各県国保喪失事由、195:世帯異動履歴_得喪情報_変更届出日、196:世帯異動履歴_得喪情報_変更年月日、197:世帯異動履歴_得喪情報_変更事由、198:世帯異動履歴_得喪情報_各県変更事由、199:世帯異動履歴_基本情報_氏名(カナ)、200:世帯異動履歴_基本情報_氏名(漢字)、201:世帯異動履歴_基本情報_郵便番号(管理用)、202:世帯異動履歴_基本情報_実施機関番号(管理用)、203:世帯異動履歴_基本情報_住所コード(管理用)、204:世帯異動履歴_基本情報_住所(管理用)、205:世帯異動履歴_基本情報_番地(管理用)、206:世帯異動履歴_基本情報_方書(管理用)、207:世帯異動履歴_基本情報_電話番号(管理用)、208:世帯異動履歴_基本情報_郵便番号(送信用)、209:世帯異動履歴_基本情報_実施機関番号(送信用)、210:世帯異動履歴_基本情報_住所コード(送信用)、

番号情報_旧世帯番号,133:市町村合併_旧番号情報_旧個人番号1(員番),134:市町村合併_旧番号情報_旧番号有効日,135:市町村合併_旧番号情報_旧個人番号有効日,136:市町村合併_旧番号情報_表示用旧被保険者証番号,137:直近情報_国保取得届出日,138:直近情報_国保取得年月日,139:直近情報_国保取得事由,140:直近情報_各県国保取得事由,141:直近情報_国保喪失届出日,142:直近情報_国保喪失年月日,143:直近情報_国保喪失事由,144:直近情報_各県国保喪失事由,145:直近情報_退職続柄区分,146:直近情報_退職該当届出日,147:直近情報_退職該当年月日,148:直近情報_退職該当事由,149:直近情報_各県退職該当事由,150:直近情報_退職非該当届出日,151:直近情報_退職非該当年月日,152:直近情報_退職非該当事由,153:直近情報_各県退職非該当事由,154:直近情報_変更届出日,155:直近情報_変更年月日,156:直近情報_変更事由,157:直近情報_各県変更事由,158:直近情報_保険証回収日,159:直近情報_保険証回収事由,160:基本情報_氏名(カナ),161:基本情報_氏名(漢字),162:基本情報_生年月日,163:基本情報_性別,164:基本情報_続柄,165:基本情報_各県続柄,166:基本情報_退職本人コード,167:基本情報_本人との続柄,168:基本情報_各県本人との続柄,169:基本情報_郵便番号(管理用),170:基本情報_実施機関番号(管理用),171:基本情報_住所コード(管理用),172:基本情報_住所(管理用),173:基本情報_番地(管理用),174:基本情報_方書(管理用),175:基本情報_電話番号(管理用),176:基本情報_郵便番号(発送用),177:基本情報_実施機関番号(発送用),178:基本情報_住所コード(発送用),179:基本情報_住所(発送用),180:基本情報_番地(発送用),181:基本情報_方書(発送用),182:基本情報_電話番号(発送用),183:区分等_世帯主区分,184:区分等_制度,185:区分等_学遠該当,186:区分等_施設入所区分,187:区分等_住居地保険者番号,188:区分等_自家診療医療機関コード,189:区分等_給付割合,190:区分等_国籍区分,191:区分等_保険証回収日,192:区分等_適用除外承認日,193:特例者_資格証明区分,194:特例者_長期区分,195:特例者_原爆区分,196:特例者_第三者区分,197:更新処理_当月異動区分,198:通称名_通称名(漢字),199:通称名_通称名(カナ),200:通称名_本名通称名区分コード,

201:特例該当_特例該当年月日(75歳到達),202:特例設定処理年月(75歳到達),203:特例該当年月日(被扶養者),204:特例設定処理年月(被扶養者),205:介護保険被保険者番号,206:社会保障力ード番号,207:得喪履歴_被保険者証記号,208:得喪履歴_被保険者証番号,209:得喪履歴_個人番号(員番),210:得喪履歴_表示用保険者番号,211:得喪履歴_表示用被保険者証番号,212:得喪履歴_世帯番号,213:得喪履歴_資格取得喪失変更届出日,214:得喪履歴_資格取得喪失変更年月日,215:得喪履歴_資格取得喪失変更事由,216:得喪履歴_各県異動事由コード,217:得喪履歴_保険証回収日,218:得喪履歴_保険証回収事由,219:得喪履歴終了識別子,220:個人異動履歴_被保険者証記号,221:個人異動履歴_被保険者証番号,222:個人異動履歴_世帯番号,223:個人異動履歴_個人番号(員番),224:個人異動履歴_基本情報_氏名(カナ),225:個人異動履歴_基本情報_氏名(漢字),226:個人異動履歴_基本情報_続柄,227:個人異動履歴_基本情報_各県続柄,228:個人異動履歴_基本情報_退職本人コード,229:個人異動履歴_基本情報_本人との続柄,230:個人異動履歴_基本情報_各県本人との続柄,231:個人異動履歴終了識別子,232:限度額適用履歴_被保険者証記号,233:限度額適用履歴_被保険者証番号,234:限度額適用履歴_表示用保険者番号,235:限度額適用履歴_表示用被保険者証番号,236:限度額適用履歴_世帯番号,237:限度額適用履歴_個人番号(員番),238:限度額適用履歴_限度額適用区分,239:限度額適用履歴_限度額適用認定証発効期日,240:限度額適用履歴_限度額適用認定証有効期限,241:限度額適用履歴終了識別子,242:証管理履歴_被保険者証記号,243:証管理履歴_被保険者証番号,244:証管理履歴_表示用保険者番号,245:証管理履歴_表示用被保険者証番号,246:証管理履歴_世帯番号,247:証管理履歴_個人番号(員番),248:証管理履歴_証区分,249:証管理履歴_交付年月日,250:証管理履歴_有効期限,251:証管理履歴_発効期日,252:証管理履歴_被保険者証_世帯票_個人票区分,253:証管理履歴_高齢受給者証_一部負担金の割合,254:証管理履歴_標準負担額減額認定証_長期入院該当年月日,255:証管理履歴_特定疾病療養受療証_自己負担限度額,256:証管理履歴_特定疾病療養受療証_認定疾病名コード,257:証管理履歴_一部負担金減免等証明書_証明区分,258:証管理履歴_一部負担金減免等証明書_割合,259:証管理履歴_一部負担金減免等証明書_期間_開始年月日,260:証管理履歴_一部負担金減免等証明書_期間_終了年月日,261:証管理履歴終了識別子,262:第三者履歴_被保険者証記号,263:第三者履歴_被保険者証番号,264:第三者履歴_世帯番号,265:第三者履歴_個人番号(員番),266:第三者履歴_求償期間_開始年月日,267:第三者履歴_求償期間_終了年月日,268:第三者履歴_求償区分,269:第三者履歴終了識別子,270:保険者番号,271:保険者名,272:保険者名,273:一般世帯_市町村,274:一般世帯_組合,275:混合世帯,276:退職世帯,277:保険者番号,278:保険者名,279:保険者名,280:一般_市町村,281:一般_組合,282:一般_70歳以上75歳未満(一般),283:一般_70歳以上75歳未満(現役並み所得者),284:一般_未就学者,285:退職被保険者,286:退職被扶養者,287:退職_未就学者,288:前期高齢者(65歳以上75歳未満)

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用できる職員を限定し、生体認証及びパスワードによる利用者制限を行っている。 ・職員異動等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。 ・システムにログインする場合にパスワード認証を利用する場合、定期的にパスワードを変更している。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国保連合会における措置>

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムを松本市に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に松本市の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

<取りまとめ機関における措置>

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備しており、他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っています。 管理責任者がマニュアルどおりに運用されているかを確認します。	
その他の措置の内容	システム連携による移転・提供に関連する情報は全て履歴を記録している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置
 - ・他自治体への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行い、連携においては所属長の承認を得て行う。
 - ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバー間連携に限定された構築となっている。
- 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置
 - ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバー間連携に限定された構築となっている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1. 国民健康保険システムの運用における措置 番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p>2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>(2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1. 国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置 ・情報照会・情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p>2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>(2)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(3)特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(4)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>(2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>(3)中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>(4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データバックアップを毎日実施し、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の個別入退室管理が施された部屋に設置した装置内にデータを保管する。装置へのアクセスはID/パスワードによる認証を必要とする。 ・使用するサーバー及び端末には、ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新をしている。 ・停電によるデータの消失を防ぐためUPSを導入している。 ・バックアップ媒体、紙媒体については、施錠管理を行っている。 	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1. 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 特定個人情報については市民の届出等に基づき、管理情報を更新している。</p> <p>2. 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能する。 ・国保総合PCには、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査
		[<input type="radio"/>] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<p style="text-align: center;">[十分に行っている] <選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。 ・全庁的な個人情報保護に関する研修の受講を積極的に受講している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・全庁的な研修として、情報セキュリティを担当する職員については、年に1回以上庁内の集合研修を実施している他、所属長等についても情報セキュリティ研修を受講している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:全職員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:おおむね一年ごと ・教育方法:集合教育 ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 <p>*「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>

10. その他のリスク対策

<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。
--

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松本市健康福祉部保険課 〒 390-8620 長野県松本市丸の内3-7 Tel 0263-34-3203
②請求方法	松本市個人情報保護条例の規定により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松本市役所 健康福祉部 保険課 0263-34-3203
②対応方法	問い合わせ受付表を準備し、問い合わせ内容・対応の記録を残します。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	2024/10/01
②方法	担当課で作成した、業務フロー、情報資産取扱手順表、情報資産リスク評価シートなどを外部講師から指摘いただいた。
③結果	業務フロー、情報資産取扱手順表、情報資産リスク評価シートなどを見直し、松本市保険課における特定個人情報取扱規程の補強を行った。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	保険課長 塚田 雅宏	保険課長 米山 順一	事後	平成29年4月1日付け人事異動に伴う変更
平成29年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称		次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		資格継続業務及び高額該当回数の引き継ぎ業務を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容		療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格継続業務と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための高額該当の引き継ぎ業務を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名		長野県国民健康保険団体連合会	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため

平成29年4月1日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④再委託の有無</p>		再委託する	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法</p>		委託先(国保連)から再委託申請を受け再委託許諾を行う。	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法</p>		システム導入支援、運用テスト支援(マスタ連携・資格関係・高額関係)、データセットアップなどを行う。	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	<p>Ⅲ リスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手 リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>		国保総合PCにおける措置を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成30年4月1日	<p>Ⅲ リスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>		国保総合PCにおける措置を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため

平成30年4月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクに対する措置の内容		国保総合PCにおける措置を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成30年4月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		国保連合会における措置を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成30年4月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		国保総合PCにおける措置を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成30年4月1日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発及びサイバーセキュリティに関する教育・啓発を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため

平成30年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	①システムの名称 国民健康保険高額療養費給付(特定疾病)システム ②システムの機能 1. 高額療養費 長野県国民健康保険団体連合会のレセプトデータに基づき高額療養費算定を行った結果を世帯・個人ごとに管理する。 2. 特定疾病受療証交付 交付台帳を管理する。 3. 支給管理 高額療養費などの支給結果を管理する。 4. 高額医療・介護合算 高額介護合算に関する自己負担額証明書の情報を管理する。	①システムの名称 国保給付システム ②システムの機能 1. 給付システム 長野県国民健康保険団体連合会のレセプトデータを自庁システムに取り込み、資格確認等を行う。 2. 各種支給管理 (1) 高額療養費の支給情報の管理 (2) 療養費の支給情報の管理 (3) 出産育児一時金、葬祭費等の支給情報の管理 (4) 返納金等の管理 (5) 差額支給情報の管理 3. その他 各種給付情報の問い合わせに対応	事前	平成30年度中に、国保給付システムを導入するため、システムの変更を行うもの
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	特定疾病に係る高額療養費給付業務	国保給付業務	事前	平成30年度中に、国保給付システムを導入するため、システムの変更を行うもの
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	特定疾病に係る高額療養費支給額計算(システム)	国保給付システム(保守)	事前	単機能システムではなく、総合パッケージを導入するもの
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数	50人以上100人未満		事前	契約前のため未定

平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通株式会社	未定	事前	契約前のため未定
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事前	現時点では、再委託しない方針
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書の中で、再委託しようとする場合は、あらかじめ書面により再委託の相手方、業務内容、期間、理由、相手方における責任体制及び管理責任者等について明らかにし、市の承諾を得なければならないと規定しています。		事前	現時点では、再委託しない方針
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑥再委託事項	高額療養費給付システムの運用保守		事前	現時点では、再委託しない方針

令和2年3月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		オンライン資格確認の準備等を追加して記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	国民健康保険システム	システム2の国保給付システムを1の国民健康保険システムに統合し、国民健康保険・国保給付システムとして記載(内容は変更なし)	事後	委託先が決定したので統合した。
令和2年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5		医療保険者等向け中間サーバー等を新たに記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		オンライン資格確認の準備等を追加して記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため

令和2年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	5件	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務を追加	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務を追加	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	(別添1)ファイル記録項目		オンライン資格確認等のための準備として、1 国保資格、台帳情報ファイルの186以下の項目を追加	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため

令和2年3月25日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		オンライン資格確認の準備等を追加して記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		様式変更箇所 オンライン資格確認の準備等を記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		オンライン資格確認の準備等を記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		オンライン資格確認の準備等を記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため

令和2年3月25日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 9. 従業者に対する教育・啓発		オンライン資格確認の準備等を記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	V 評価実施手続 1 基礎項目評価		評価実施の状況を記載	事後	
令和2年3月25日	V 評価実施手続 3 第三者点検(任意)		評価実施の状況を記載	事後	
令和3年1月25日	Ⅲリスク対策 2 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	・届出書等を本人から受領する場合は、番号法施行規則に従って、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等により番号確認を行います。また、個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等により身元確認を行います。	・届出書等を本人から受領する場合は、番号法施行規則に従って、個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等により番号確認を行います。また、個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等により身元確認を行います。	事後	外部点検による指摘を受け再評価 令和2年5月から通知カードが廃止になったことに伴い、通知カードを削除した。

令和3年2月1日	V 評価実施手続き 基礎項目評価 実施日	2020/3/1	2021/2/1	事前	定期的な再評価
令和3年2月1日	V 評価実施手続き 第三者点検(任意)		評価実施の状況を記載	事前	定期的な再評価
令和4年12月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の内容	本市は、国民健康保険法、及び行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従 い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	本市は、国民健康保険法、及び行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(以下「番号法」という。)及び公的給付 の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金 口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座 登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を 以下の事務で取り扱う。	事前	・法令の略称の統一 番号利用法→番号法 ・公金受取口座登録制度が開 始されることに伴う修正
令和4年12月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項、別表第一 項番30 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法 第9条第1項 別表第一 項番30 番号法 第9条第2項 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項 別表第一 項番30・番号 法 別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	・法令の略称の統一 番号利用法→番号法 ・「5. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ※」の項 目との整合を図った。

令和4年12月1日	<p>I 基本情報</p> <p>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p>番号利用法第19条第7号 別表第二における情報提供の根拠 (1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項)</p> <p>別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって、第二欄(事務)が「国民健康保険法」に基づく項(42、43の項)</p> <p>別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日)(内閣府/総務省/令第7号) 第25条、26条</p>	<p>番号法 第19条第8号 別表第二における情報提供の根拠 (1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120の項)</p> <p>別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって、第二欄(事務)が「国民健康保険法」に基づく項(42、43、44、45、121の項)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <ul style="list-style-type: none"> 公金受取口座登録法 第2条第2項 公金受取口座登録法 第10条 	事前	<ul style="list-style-type: none"> 法令の略称の統一 番号利用法→番号法 現時点までの番号法の条文ズレを見直した。 公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、「121」を追記した。
令和4年12月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(2) 国保給付特定個人情報ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>①入手元</p>	<p>[○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構)</p>	<p>[○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構・デジタル庁)</p>	事前	<ul style="list-style-type: none"> 公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会するため
令和4年12月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(2) 国保給付特定個人情報ファイル</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4</p> <p>③委託先名</p>	<p>長野県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。) (長野県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)</p>	<p>長野県国民健康保険団体連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)</p>	事後	<ul style="list-style-type: none"> 略称記載の統一 長野県国民健康保険団体連合会→国保連合会

令和4年12月1日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(2) 国保給付特定個人情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無</p>	[○] 提供を行っている(68)件	[○] 提供を行っている(34)件	事後	提供先一覧の整備を行ったため別紙1に改めて記載した。
令和4年12月1日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(2) 国保給付特定個人情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「法」という。)第19条第7号 別表第2に定められている提供先	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1のとおり)	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・提供先一覧の整備を行ったため別紙1に改めて記載した。 ・現時点までの番号法の条文ズレを見直した。
令和4年12月1日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(2) 国保給付特定個人情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠</p>	番号法 第19条第7号	番号法第19条第8号別表第二(別紙1のとおり)	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・提供先一覧の整備を行ったため別紙1に改めて記載した。 ・現時点までの番号法の条文ズレを見直した。
令和4年12月1日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(2) 国保給付特定個人情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途</p>	番号法 第19条第7号 別表第2に定める事務	番号法第19条第8号別表第二に定める事務(別紙1のとおり)	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・提供先一覧の整備を行ったため別紙1に改めて記載した。 ・現時点までの番号法の条文ズレを見直した。

令和4年12月1日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ③提供する情報</p>	個人番号、4情報、医療保険給付関係情報	番号法第19条第8号別表第二に定める特定個人情報(別紙1のとおり)	事後	提供先一覧の整備を行ったため別紙1に改めて記載した。
令和4年12月1日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p>	国民健康保険に加入している(加入していた)者のうち、個人番号を有する者	本市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事後	提供先一覧の整備を行ったため別紙1に改めて記載した。
令和4年12月1日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別紙1</p>		「別紙1」とおり新規に作成	事後	提供先一覧の整備を行ったため別紙1に改めて記載した。
令和4年12月1日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1</p>		健康福祉部 障がい福祉課	事後	移転先の記載を追加した。

令和4年12月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠</p>		番号法第9条第2項に基づく条例(松本市個人番号の利用に関する条例)	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ②移転先における用途</p>		松本市福祉医療費給付金条例による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ③移転する情報</p>		番号法別表第二の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ④移転する情報の対象となる本人の数</p>		1万人以上10万人未満	事後	移転先の記載を追加した。

令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		本市に住所を有する被保険者で松本市福祉医療費の受給者	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ⑥移転方法		[○]市内連携システム	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度		依頼のあった都度	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2020/3/1	2022/12/1	事後	定期的な再評価

令和4年12月1日	V 評価実施手続 3. 第三者点検【任意】 ①実施日	2019/8/8	2022/10/11	事後	定期的な再評価
令和7年8月20日	新様式による変更	令和4年12月1日 時点	令和6年10月1日時点	事後	定期的な再評価
令和7年8月20日	「I 関連情報」 「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」 「②事務の概要」	2. 国民健康保険被保険者証の交付 3. 高齢受給者証負担割合決定及び証の交付	2. 国民健康保険資格確認書等の交付 3. 高齢受給者証負担割合決定及び資格確認書等の交付	事後	マイナンバー法等の一部改正法に基づく統一